老朽危険空き家等解体促進補助金の申請手続きの流れ

※ ▭は申請者が、▭は町が行う手続きになります。

事前相談

- ○ 申請する空家等の状況を確認。
- ○ 当該老朽危険空き家等に所有権以外の権利が設定されていないか、当該所有権以外の権利が放棄されているか確認。
- ○ 当該老朽危険空き家等及び所在地について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないか確認。

交付申請

内容審査

交付決定

工事契約

工事完了

申請書へ添付していただくもの

- ○ **除却工事の工事計画書及び見積書の写し**
  （除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行った解体事業者等の押印があるものに限る。）
- ○ **位置図（付近見取り図）、配置図及び現況写真**
  （建物及び敷地の状況が分かるもの）
- ○ **登記事項全部証明書**
  （土地及び建物。交付申請日前３箇月以内に発行されたもの）
- ○ **住民票**
  （交付申請者の世帯全員が記載されているもので、交付申請日前３箇月以に発行されたもの）
- ○ **市区町村が発行する納税証明書**
  （地方税法に規定されている税の納税証明書で、交付申請日前３箇月以内に発行されたもの）
- ○ **同意書**（要領様式１号）
  （交付申請者以外に権利関係者等が存する場合は、全員分）
- ○ **当該自治組織が概ね１０年以上の期間にわたり当該跡地を活用できる旨の協定書の写し**
  （有効活用促進型解体補助金を申請する場合のみ）
- ○ **その他町長が必要とする書類**

実績報告

補助金確定

補助金請求

補助金交付

実績報告書へ添付していただくもの

- ○ **除却工事の請負契約書の写し**
  （解体事業者等の押印があるものに限る。）
- ○ **申請の際に添付した見積書の額から増減があった場合は、除却工事費の見積書の写し**
  （除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行った解体事業者等の押印があるものに限る。）
- ○ **除却工事費の請求書及び領収書の写し**
  （解体事業者等の押印があるものに限る。）
- ○ **除却工事完了後の写真**
  （跡地の状況が分かるもの）
- ○ **その他町長が必要とする書類**

※ 申請者以外の方が申請書等を提出される際は、委任状を提出してください。